

困った時はすぐにご相談を！ 春日部市消費生活センターから のお知らせ ～令和5年秋号～

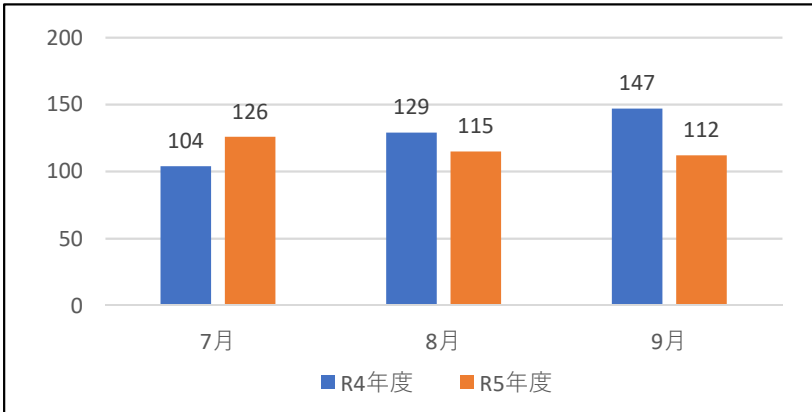
消費生活センターでは、専門の消費生活相談員が消費生活に関する相談を受け付け、問題解決に向けた助言を行っています。
今回は、令和5年7月～9月の相談傾向を中心にお知らせします。

発行元 春日部市消費生活センター
(くらしの安全課内)

◆消費生活相談件数

令和5年7月～9月	前年同時期	増減(▲はマイナス)	増減率
353件	380件	▲27件	▲7.1%

◆月別相談件数(令和5年7月～9月)



屋根等の点検商法のトラブルが増えています！



突然訪問してくる業者は自宅に入れるべきではありません。契約を急がされてもその場で決めず、家族や知人に相談しましょう。
また、住宅修理等の高額な契約は、複数社から見積もりを取り、十分に検討しましょう。

◆商品・役務別件数、相談概要(令和5年7月～9月)

1位	商品一般	26	<主な相談例> クレジットカードの利用明細に身に覚えのない請求がありカード会社に確認したら請求元に申し出るようにといわれた。どう対処すべきか。
1位	工事・建築	26	<主な相談例> 先日、訪問販売で屋根工事を契約したが、親族に相談したら高額だと言われたので解約したい。
3位	修理サービス	12	<主な相談例> ネットで見つけた安い業者にスズメバチの巣の駆除を依頼したら、広告の表示よりはるかに高い金額を請求された。
4位	不動産貸借	11	<主な相談例> 6年住んでいた賃貸アパートから退去したら、床等のわずかな傷で高額な原状回復費用を請求された。納得いかない。
5位	四輪自動車	10	<主な相談例> 中古車を購入したが、事故車だったことが判明。購入前に何度も確認していたのに違っていたので不満。

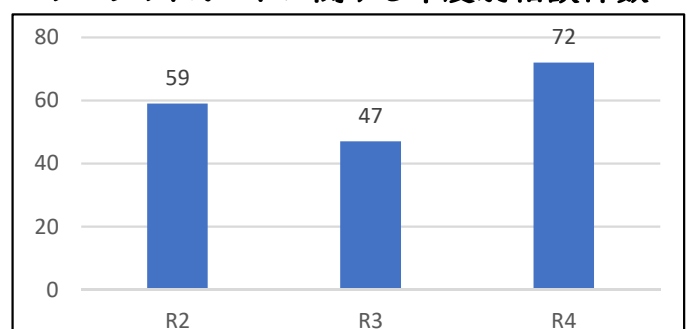
※全国消費生活情報ネットワークシステム(PIO-NET)より抽出しています

◆センターからの注意喚起情報

クレジットカードの不正利用に関する相談が増えています。規約で定められた届出日の期限が過ぎてしまうと、補償を受けることはできません！

多くのカード会社は、届出日の期限を不正利用された日から60日などと定めています。利用明細は必ず毎月確認しましょう！

クレジットカードに関する年度別相談件数



春日部市消費生活センターの職員が出前講座に行ってきました！



いきいきクラブすこやか会（7月19日）
特殊詐欺や訪問販売といった実際に発生している事例を紹介しながら、様々な手口や対処法に関する講義を行いました。「～電話対策～」



共栄大学（9月8日・11日・12日）
闇バイトや消費者被害を予防するため、具体的な事案を紹介しながら、危険性や被害・対処法についての講義を行いました。

消費生活相談コラム

「知っていれば、違ったかも？」

消費生活相談員 K

21年前、長男が学生時代に横浜で6年間居住した賃貸アパートで起きた出来事です。学業の実験レポートやテニスに明け暮れる充実した学生生活を送ることができ、また、当時は就職氷河期でしたが何とか就職もかない、親としての役割をギリギリ果たせたかなど、安堵していました。アパートで自炊する時間も無く過ごした息子の部屋は、小ざれいを使用していたと思われました。

さて、賃貸アパートを退去するため軽トラックをレンタルし、埼玉の居宅に引っ越しを済ませた翌日のことです。不動産会社から届いた郵便は、部屋のクリーニング代としての10万円の請求書でした。契約書には、借主が負担することが、特約でしっかりと記載されていました。

私は、営業職が長く交渉力には自信を持っていましたので、不動産会社に強力に抵抗しました。しかし、その自信は過信でした。敷金は全額取り返すことができましたが、部屋のクリーニング代は7万円の負担での合意が精一杯でした。

その当時、国土交通省の賃貸住宅退去時の『原状回復をめぐるトラブルとガイドライン』の存在を知っていれば、結果はまた違ったのでは？と今でも思います。

『ガイドライン』には、貸主が負担すべき費用と借主が負担すべき負担について、図表を用い詳細にわたり、説明されています。例えば畳表・クロス汚れ等、経年劣化による修復費用は貸主の負担であることが明記されています。

市民の皆様にはぜひ、『ガイドライン』を一読していただきたいと切に思います。

春日部市消費生活センター（春日部市役所別館3階）

電話相談受付：☎048-736-1111 平日午前10時から午後4時（祝休日・年末年始を除く）